

第4号議案

文京区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年1月18日

提出者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

文京区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

文京区立学校施設使用条例（昭和五十九年三月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文京区立学校」の下に「（文京区立幼稚園を除く。）」を加える。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、委員会が必要があると認めるときは、別に定めるときまでに使用料を納付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

一 小学校

施設名	使用料					
	午前 一	午前 二	午後 一	午後 二	夜間 一	夜間 二
講堂・屋内運動場	三〇〇円	三〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	七八〇円	七八〇円
格技室	一八〇円	一八〇円	二四〇円	二四〇円	四八〇円	四八〇円
教室（一教室につき）	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円
校庭	二四〇円	二四〇円	三二〇円	三二〇円	四五〇円	四五〇円

備考 施設の使用単位は、次のとおりとする。ただし、二単位以上使用する場合にあつては、引き続いて使用することができる。

午前 一 午前九時から午前十時三十分まで

- 午前 ㊦ 午前十時三十分から午後零時まで
- 午後 一 午後一時から午後三時まで
- 午後 ㊦ 午後三時から午後五時まで
- 夜間 一 午後六時から午後七時三十分まで
- 夜間 ㊦ 午後七時三十分から午後九時まで

二 中学校

施設名	使用料		
	午前	午後	夜間
講堂・屋内運動場	六〇〇円	六〇〇円	一、三〇〇円
格技室	三六〇円	三六〇円	八〇〇円
教室（一教室につき）	一二〇円	一二〇円	一五〇円
校庭	四八〇円	四八〇円	七五〇円

備考 施設の使用単位は、次のとおりとする。ただし、二単位以上使用する場合にあつては、引き続き使用することができる。

- 午前 午前九時から午後零時まで
- 午後 午後一時三十分から午後四時三十分まで
- 夜間 午後六時三十分から午後九時まで

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和四年八月一日から同月三十一日までの間に学校施設を使用する者の使用料については、この条例による改正後の文京区立学校施設使用条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

学校施設におけるインターネット施設予約システムの導入に伴い、使用料に係る規定を整備するとともに、学校施設の使用単位を改めるため、本案を提出いたします。

文京区立学校施設使用条例（昭和五十九年三月文京区条例第十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十七条の規定により、文京区立学校 <u>（文京区立幼稚園を除く。）</u> の施設及び附帯設備（以下「学校施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（使用の範囲）</p> <p>第二条 文京区教育委員会（以下「委員会」という。）は、当該学校長の意見を聴いて、学校教育上支障がないと認める範囲内において、社会教育その他公共のために、学校施設を使用させるものとする。</p> <p>（使用の承認）</p> <p>第三条 学校施設を使用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（使用の不承認）</p> <p>第四条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用を承認しない。</p> <p>一 公益を害し、秩序を乱すおそれがあると認めたとき。</p> <p>二 営利を目的とするものと認めたとき。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十七条の規定により、文京区立学校の施設及び附帯設備（以下「学校施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（使用の範囲）</p> <p>第二条 文京区教育委員会（以下「委員会」という。）は、当該学校長の意見を聴いて、学校教育上支障がないと認める範囲内において、社会教育その他公共のために、学校施設を使用させるものとする。</p> <p>（使用の承認）</p> <p>第三条 学校施設を使用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（使用の不承認）</p> <p>第四条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用を承認しない。</p> <p>一 公益を害し、秩序を乱すおそれがあると認めたとき。</p> <p>二 営利を目的とするものと認めたとき。</p>

三 前二号のほか、特に管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第五条 学校施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が必要があると認めるときは、別に定めるときまでに使用料を納付することができる。

(使用料の減免)

第六条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第七条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第九条 使用者は、学校施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の承認を取り消すことができ

三 前二号のほか、特に管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第五条 学校施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第六条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第七条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第九条 使用者は、学校施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の承認を取り消すことができ

る。

- 一 使用承認の目的又は条件に違反したとき。
- 二 この条例若しくはこの条例に基づく委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。
- 三 前二号のほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

(禁止行為)

第十一条 使用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認を受けた以外の学校施設を使用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 学校長の指示に反して使用すること。
- 四 前三号のほか、学校教育及び学校施設の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(原状回復義務)

第十二条 使用者は、学校施設の使用を終了したとき又は第十条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは停止されたときは、直ちに学校施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第十三条 使用者は、学校施設の使用に際し、その責に帰すべき事由により学校施設を毀損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めたと損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたとときは、委員会は賠償額を減額又は免除することができる。

る。

- 一 使用承認の目的又は条件に違反したとき。
- 二 この条例若しくはこの条例に基づく委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。
- 三 前二号のほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

(禁止行為)

第十一条 使用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認を受けた以外の学校施設を使用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 学校長の指示に反して使用すること。
- 四 前三号のほか、学校教育及び学校施設の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(原状回復義務)

第十二条 使用者は、学校施設の使用を終了したとき又は第十条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは停止されたときは、直ちに学校施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第十三条 使用者は、学校施設の使用に際し、その責に帰すべき事由により学校施設を毀損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めたと損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたとときは、委員会は賠償額を減額又は免除することができる。

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則 (令和4年●月●日条例第●号)

(施行期日)

1 この条例は、令和四年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和四年八月一日から同月三十一日までの間に学校施設を使用する者の使用料については、この条例による改正後の文京区立学校施設使用条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 (第五条関係)

【別記 参照】

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

(新設)

別表 (第五条関係)

【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

一 小学校

施設名	使用料					
	午前Ⅰ	午前Ⅱ	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間Ⅰ	夜間Ⅱ
講堂・屋内運動場	三〇〇円	三〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	七八〇円	七八〇円
格技室	一八〇円	一八〇円	二四〇円	二四〇円	四八〇円	四八〇円
教室（一教室につき）	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円
校庭	二四〇円	二四〇円	三二〇円	三二〇円	四五〇円	四五〇円

備考

施設の使用単位は、次のとおりとする。ただし、二単位以上使用する場合にあつては、引き続いて使用することができる。

午前Ⅰ 午前九時から午前十時三十分まで

午前Ⅱ 午前十時三十分から午後零時まで

午後Ⅰ 午後一時から午後三時まで

午後Ⅱ 午後三時から午後五時まで

夜間Ⅰ 午後六時から午後七時三十分まで

夜間Ⅱ 午後七時三十分から午後九時まで

二 中学校

施設名	使用料		
	午前	午後	夜間
講堂・屋内運動場	六〇〇円	六〇〇円	一、三〇〇円
格技室	三六〇円	三六〇円	八〇〇円
教室（一教室につき）	一二〇円	一二〇円	一五〇円
校庭	四八〇円	四八〇円	七五〇円

備考

施設の使用単位は、次のとおりとする。ただし、二単位以上使用する場合にあっては、引き続いて使用することができる。

午前 午前九時から午後零時まで

午後 午後一時三十分から午後四時三十分まで

夜間 午後六時三十分から午後九時まで

現行

	昼間（五時間以内）	夜間
講堂・屋内運動場	一、〇〇〇円	一、六〇〇円
格技室	六〇〇円	一、〇〇〇円
教室（一教室につき）	二〇〇円	二〇〇円
校庭	八〇〇円	九〇〇円